

令和6年2月2日	
記者発表	
担当課	税務課
担当者	津呂・細川
電話	073-441-2183

自動車税種別割の課税誤り及び還付について

この度、初回新規登録が令和元年9月30日までの電気自動車及びロータリーエンジン搭載車の自動車税種別割について、課税誤りがあることが判明しました。納税者の皆様には、多大な御迷惑をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。このことに伴い、過大に課税していた納税者の皆様に還付を行います。今後、このような誤りを起こすことのないよう再発防止と信頼回復に全力で取り組んでまいります。

■経緯

昨年12月、山口県が発表した「自動車税種別割の課税誤り・還付について」の報道を受け、本県においても和歌山県税条例（以下「条例」という。）を確認したところ、電気自動車及びロータリーエンジン搭載車（以下「電気自動車等」という。）の改正漏れが判明しました。

平成31年度税制改正に伴い、令和元年10月1日以後に初回新規登録を受ける自動車について、自動車税種別割の税率を引き下げる条例改正を令和元年6月に行いました。

その際、令和元年9月30日までに初回新規登録を受けている電気自動車等について、電気自動車は他の自動車と同様に引き下げ前の税率に据え置く規定が、ロータリーエンジン搭載車は総排気量の取扱いの規定が、条例の附則において漏れており、結果として、令和元年9月30日までに初回新規登録を受けていた電気自動車等については、条例に根拠規定がないまま過大に課税していたこととなります。

■還付対象の納税者数、課税台数及び還付税額（令和5年12月1日現在）

車種	納税者数	課税台数	還付税額	備考
電気自動車	807 者	2,738 台	11,378,000 円	差額 4,500 円/台
ロータリーエンジン 搭載車	339 者	1,015 台	5,484,300 円	差額 5,000～ 13,200 円/台
合計	1,146 者	3,753 台	16,862,300 円	

※課税台数及び還付税額は令和元年度～令和5年度の5年間分の累計

■今後の対応及び再発防止策

令和6年2月5日から順次、和歌山県より該当の納税者の皆様に対して謝罪文書を送付し、その後、3月8日から還付手続きを開始します。

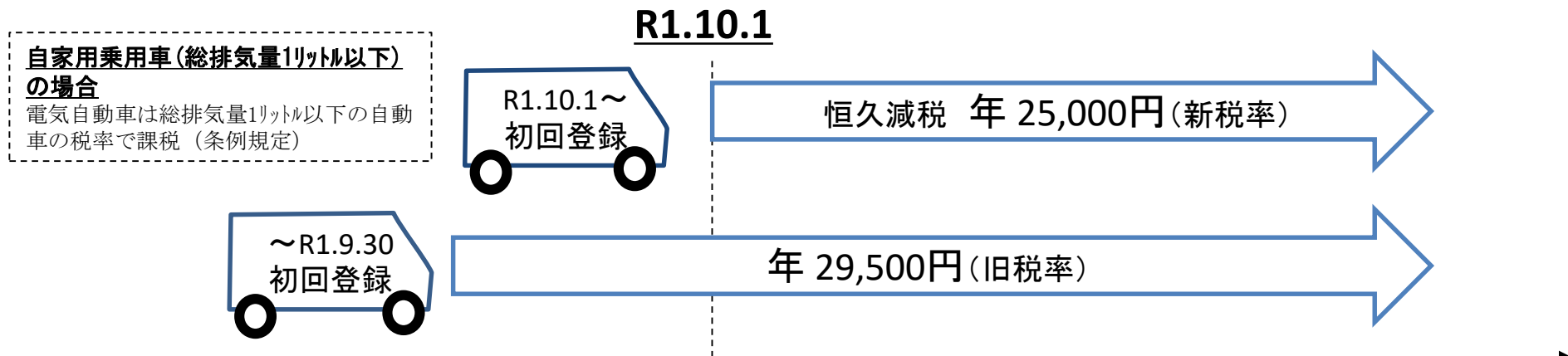
また、県税の賦課徴収の根拠となる条例の規定に改正漏れがあったという事態を深刻に受け止め、こうした事態を再び起こすことのないよう、組織的なチェック体制の強化など、再発防止の取組みを徹底してまいります。

なお、現行の条例については、今後速やかに改正の手続きを行ってまいります。

自動車税種別割の課税誤り及び還付について（電気自動車）

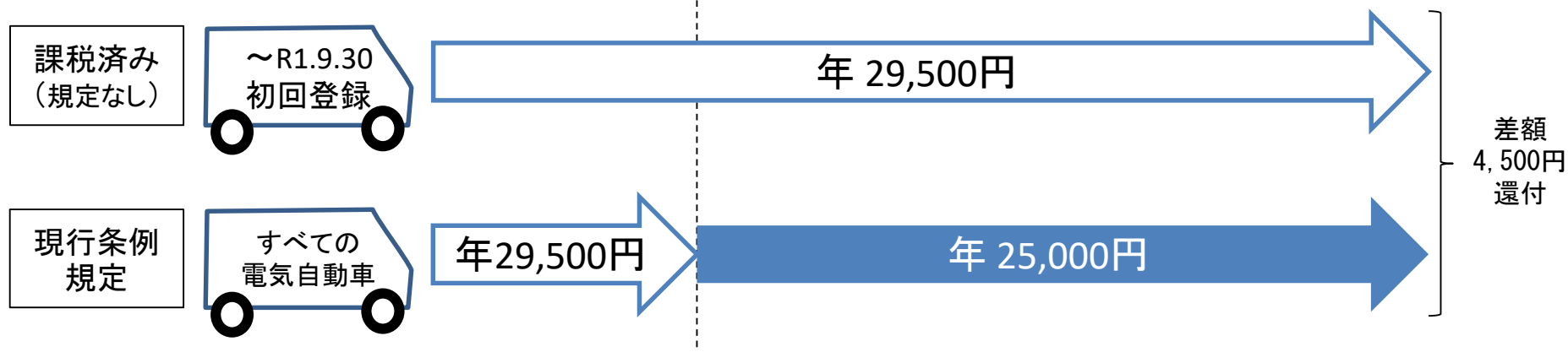
I 平成31年度（2019年度）税制改正のポイント

- 1 令和元年10月1日以後に初めて登録を行う自家用乗用車について、税率を引き下げ（新税率）、恒久減税を実施
- 2 令和元年9月30日までに既に登録を行っている自家用乗用車については、従来の税率（旧税率）で課税



II 今回判明した条例改正漏れの概要

令和元年9月30日までに既に登録を行っている電気自動車の税率を、引き下げ前の税率に据え置く規定がないまま、旧税率の29,500円で課税していた。現行条例では、新税率の25,000円の規定しかない。



自動車税種別割の課税誤り及び還付について（ロータリーエンジン搭載車）

I 自動車税種別割に係る税率区分の考え方

- 1 多くの自動車で採用されているエンジン（レシプロエンジン）を搭載した自動車は、総排気量に応じた税率区分により課税
- 2 一方、ロータリーエンジンは同排気量のレシプロエンジンに対して1.5倍程度の出力を出すことができるとされていることから、ロータリーエンジン搭載車は、ロータリーエンジンの作動室容積の合計（作動室の単室容積×ローター数）に1.5を乗じた数値を総排気量とみなした上で、総排気量に応じた税率区分により課税（以下、ロータリーエンジンの作動室容積の合計に1.5を乗じた数値を便宜上「みなし総排気量」という）

II 今回判明した条例改正漏れの概要

令和元年9月30日までに既に登録を行っているロータリーエンジン搭載車は、みなし総排気量に応じた旧の税率区分により課税していた。現行条例では、令和元年9月30日までに登録を行っている車は、みなし総排気量の規定はない。

R1.10.1

